

○【別添13】 平成16年総務省告示第69号

○ 総務省告示平成十六年第六十九号（電波法別表第一第一号に掲げる資格について、登録検査等事業者等規則附則第二項の総務大臣が別に告示する要件を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)別表第一第一号に掲げる資格について、登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)附則第二項の総務大臣が別に告示する要件を次のように定める。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)別表第一第一号に掲げる資格について、登録点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)附則第二項の総務大臣が別に告示する要件を次のように定める。</p> <p>一・二 (同上)</p>

○【別添13】

平成16年総務省告示第69号